

森林・林業基本計画骨子(案)

項目	内容
<p>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 前基本計画に基づく施策の評価等</p> <p>2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向</p>	<p>○ 森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展、国民生活・経済の向上・発展を図るため、森林・林業をめぐる情勢等を踏まえた政策的な対応方向を明らかにして、施策を体系的に講ずる。</p> <p>○ 前基本計画に掲げた目標の進捗状況 【多面的機能の発揮に関する目標】 間伐等は進展したものの、育成複層林の誘導に遅れ。総蓄積は高い成長量が確保されたことで着実に増加。</p> <p>【林産物の供給・利用に関する目標】 木材の供給量（利用量）は、平成27年に28百万m³、平成32年に39百万m³に増加するとの見込みに対し、平成26年には24百万m³。現状と目標との間には、少なからず乖離。</p> <p>○ 前基本計画に基づく主な施策の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等が着実に進み、年間の路網開設延長は約2倍に増加。木材供給量は25%増加。加工・流通体制の整備が進むなど一定の成果。 ・ 多様で健全な森林への誘導、林業及び木材産業の競争力強化等の取組は道半ばであり、依然として多くの課題。 <p>○ 前基本計画策定以降の情勢変化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化と人口減少により、地方の衰退が懸念。そのような中、山村等においては、森林資源を循環利用し、地方創生を図ろうとする気運。 ・ 木質バイオマスの利用やCLT等の開発が進むなど、木材需要の拡大につながるような変化。 ・ このような変化を踏まえ、林業及び木材産業の成長産業化を早期に実現することが重要。 ・ 森林管理を担う山村等の衰退により、多面的機能の低下を招かないよう、森林の整備・保全を効率的・効果的に進める必要。 <p>○ 資源の循環利用による林業の成長産業化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林は本格的な利用可能な段階に入り、森林資源の循環利用を確立することが大きな課題。 ・ 持続的に林業を行うための取組を育成単層林を維持する森林において推進し、社会的条件のより良い林分を主体とした先行的な路網整備、造林コストの低減、鳥獣被害対策等により、主伐・再造林の循環を確実なものとし、林業の成長産業化を早期に実現。 ・ 奥地水源林等においては、高齢級の人工林が過密化しつつある状況を踏まえて針広混交林化等を効率的に推進し、公益的機能を高度に発揮。

項 目	内 容
<p>3 施策展開に当たっての基本的な視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原木の安定供給体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要に対応して原木を適時適切に供給できる体制の構築が課題であり、川上から川中・川下までの相互利益の拡大に不可欠。 ・ これまでの取組に加え、共有林における施業促進や森林組合による森林保有・経営の円滑化を図るとともに、あわせて、主伐後の再造林対策の強化等により原木供給力を増大。 ・ 林業事業体の生産性・経営力の向上、林業労働力の確保を図るとともに、地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制へ転換。 ・ 需給情報の共有等により、川上と川中・川下との需給マッチングの円滑化を図る。 ○ 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 急速な高齢化・人口減少が進む中、木材需要の大幅な増加を見込むことは困難な情勢。それを踏まえれば、国産材の利用割合を高めるとともに、新たな木材需要を創出する必要。 ・ ①製材・合板工場等の体制整備を通じた低コスト化、無垢乾燥材・集成材等の供給促進等により、価格、品質・性能等の面から消費者・実需者に選択される木材製品を供給、②横架材等の開発・普及、無垢材をはじめとした地域材への意匠性付加の取組等により、木材産業の競争力を強化。 ・ C L T等の新たな木質部材の開発・普及、非住宅建築物や土木分野での木材利用、木質バイオマスのエネルギー利用、付加価値の高い木材製品の輸出促進等により、新たな木材需要を創出。 ○ 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林資源を生かした産業の育成により、就業機会を創出し、定住の促進を図ることが重要。 ・ 里山林等は、地域の生活や文化と密接に関わり、その保全管理・利用の促進は、多面的機能の発揮と地域コミュニティの維持に大きな役割。 ・ 林業・木材産業の成長産業化、特用林産物や未利用広葉樹資源の活用、森林レクリエーションなどを通じた都市との交流、地域による森林の保全管理を推進し、地方創生へ寄与。 ○ 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年12月に「パリ協定」が採択。我が国としても、引き続き、森林吸収源対策を含む温暖化防止の取組を推進。このため、森林の適正な整備・保全、木材利用の拡大により、C O₂の吸収・貯蔵、排出削減に向けた取組を推進。 ・ 国土の7割を占める森林は、多様な生物が生育・生息し、生態系ネットワークの根幹。気候調整や食料・木材の供給等の「生態系サービス」は多様な生物に支えられており、生物多様性を維持・回復していく取組を推進。 ○ 現場に立脚した施策展開、市町村の役割強化と国有林の技術力等の活用、新たな動きを踏まえた柔軟な施策展開、国民理解の促進

項 目	内 容
<p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>1 目標設定に当たっての基本的考え方</p> <p>2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p> <p>3 林産物の供給及び利用に関する目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割。 ○ 計画的かつ効率的な森林の整備及び保全を進める上での指針として、森林の機能とその機能を生かす上での望ましい姿や機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。 ○ 森林の機能とその機能を生かす上での望ましい姿を例示するとともに、森林の誘導の考え方を明確化。多面的機能の発揮に必要な森林の面積・蓄積・成長量が十分に確保され、安定的に推移する状態を「指向する森林の状態」として参考提示。これに到達する過程の5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として示す。 ○ 育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目して森林を区分。林地生産力や傾斜といった自然条件、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ、育成単層林、育成複層林、天然生林の誘導を推進。 ○ 林業・木材産業等の関係者が行う事業活動や需要者の木材利用の指針として、木材供給量及び用途別の利用量の目標や、需要動向の見通しを明らかにする。 ○ 機能発揮に向けた森林の整備・保全が行われた場合に供給される木材の量、課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量を提示。5年後、10年後における用途別の総需要量の見通しを明らかにしつつ、木材供給量及びその用途別の利用量を目標として示す。

項 目	内 容
<p>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 面的なまとまりをもった森林経営の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化と長期施業委託等に加え、面的にまとまった生産森林組合を生かすほか、共有林等での施業を促進。経営意欲の低下した所有者の森林について、森林組合による森林の保有・経営の円滑化を図る。また、公有林化を進める等、いわば林地の集約化を図る。このほか、民国連携による森林共同施業団地の取組を推進。 ・ 森林資源情報等の精度向上、新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の適正な運用と関係行政機関での当該情報の共有、市町村における所有者等の情報整備を促進。 ○ 再造林等による適切な更新の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来にわたり育成単層林を維持する森林においては、植栽による確実な更新を図る。 ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用等による低コスト造林技術の開発・実証、歩掛・マニュアルの作成、森林計画への反映等施業体系の整備などを国有林の技術力等も活用しつつ推進。 ・ 採種園等の整備、コンテナ苗等の生産体制整備、需給情報の共有、種苗生産に取り組もうとする者に対する研修・金融措置の活用、特定母樹の増殖、種苗生産技術の向上。 ・ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の適切な設定、伐採・造林届出制度等の適正な運用、造林の実施状況の適確な把握。 ・ 野生鳥獣の捕獲・防除技術の開発・実証、被害区域等を明確化した防止対策の実施、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林への誘導。 ○ 適切な間伐等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止を含む多面的機能の発揮を図るため、間伐特措法に基づく市町村の取組の一層の推進など、間伐等の適切な森林整備を引き続き推進。 ○ 路網整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道等と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備（既存路網の改良を含む。）、技術の普及・定着。 ・ 地域において相対的に傾斜が緩やかで林地生産力が高く、社会的条件の良い育成単層林を主体とした路網整備の推進。 ○ 多様で健全な森林への誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然条件等を踏まえつつ、複層林化・長伐期化など多様な森林整備を推進。国有林や公有林等において先導的な取組を推進。

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様で健全な森林への誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の施業選択の目安となる施業方法の提示、効率的な施業技術等の普及。 ・ 原生的な森林生態系、希少野生生物の生育・生息地等の保護・管理及び連続性確保、シカによる植生被害対策、森林生態系の復元等の取組を民国連携して推進。 ・ 自然条件や社会的条件が悪く、所有者による適切な整備が見込めない森林、奥地水源等の人工林の公益的機能の発揮に向け、帯状・群状の伐採等による複層林化を推進。 ・ 水源林造成事業について、針広混交の育成複層林の造成等へ転換する施業を推進。 ・ 森林整備法人が行う森林整備について、多様な林相へ転換を含め、適正な整備を促進。 ・ 保安林整備の推進、公益的機能維持増進協定の活用、公有林化による森林の整備・保全。 ・ 農地として再生利用が困難な荒廃農地について、森林として計画的に管理・活用。 ・ 花粉発生源対策の推進。 ○ 地球温暖化防止策及び適応策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備、保安林の管理・保全によるCO₂吸収量確保、木材及び木質バイオマス利用によるCO₂貯蔵・排出削減の取組を推進。 ・ 集中豪雨等に起因する山地災害への対応、気候変動による森林・林業への影響の調査・研究、松くい虫被害の拡大防止、野生生物の移動経路を確保する「緑の回廊」の保全・管理等の推進。 ○ 国土の保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中豪雨等による山地災害の頻発、流木災害の顕在化など山地災害による被害の激甚化等を踏まえ、山地災害が発生する危険性の高い地区の適確な把握、土砂流出防備保安林の適正な配備、治山施設や森林整備など事前防災・減災としての治山対策を推進。 ・ 開発行為に対する許可制度の強化等を通じ、森林の土地の適正な利用を確保。 ・ 松くい虫等の病虫害防除対策、野生鳥獣被害対策を引き続き推進。 ○ 研究・技術開発及びその普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究・技術開発戦略の見直し、産学官連携の強化・対話を促進。研究・技術開発成果の体系化と普及を図り、現場で把握した課題等を研究・技術開発へ反映。

項 目	内 容
<p>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山村の振興・地方創生への寄与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林資源を生かした産業育成による就業機会の創出と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進。 ・ 林業・木材産業の成長産業化を推進するため、林業の生産性と経営力の向上等を図り、原木の安定供給体制を構築。木材産業の競争力強化と新たな木材需要を創出。 ・ 木質バイオマスの利用、特用林産物の生産振興、未利用広葉樹等地域資源の発掘と付加価値向上、林家等が専ら自家労働等により間伐・間伐材を活用する取組等を促進。 ・ 地域住民等自らの手による里山林等の継続的な保全管理と利用を促進。 ・ 山村が有する自然環境・良好な景観等を活用し、都市と山村の交流を促進。 ○ 社会的コスト負担の理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止を含む多面的機能を持続的に発揮させるための社会全体としてのコスト負担について、国民理解を得ながら検討。 ○ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体による森林づくり活動の促進、森林環境教育等を推進。 ○ 国際協力の推進・違法伐採対策の推進 ○ 相当程度の事業量、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得を確保できる林業経営の育成を目指す。 ○ 望ましい林業構造の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画の作成と長期受委託等を推進。なお、自家労働等により施業を行う林家等は、効率的・安定的な林業経営の主体とともに、地域の森林・林業を相補的に支える主体として捉え、伐採技術の習得等を推進。 ・ G I S 活用や地籍調査との連携で所有者・境界確認の効率化を推進。また、面的にまとまった生産森林組合を生かすほか、共有林等での施業を促進。森林組合による森林保有・経営の円滑化、製材・合板工場等を含め新たに森林を経営する者が行う所有者及び境界の明確化への支援、作業班の組織化、森林経営計画の作成促進等を通じ、スケールメリットを生かすことのできる林業経営を実現。 ・ 路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムにより、作業の効率化と人員配置の最適化等を通じ、高い生産性を確保。作業システムを効率的に運用できる人材を育成。大径材生産を見ずえた機械の開発等を推進。 ・ 生産管理のできる人材の育成、I C T 技術を活用した生産管理手法の開発等を推進。多能工化した現場技能者の育成等により、高い能力を引き出すとともに人員配置を最適化。これらにより、経営感覚に優れた林業事業体を育成。

項 目	内 容
<p>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材の育成・確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業を支える人材を引き続き育成・確保。その際、継続的な教育体制の構築や情報共有のネットワーク化、現場からの要請の高い課題に対応した研修カリキュラムを充実。 ・ 国・都道府県等の森林総合監理士は、連携を強化して計画の策定支援とともに、技術面での支援を強化。現場での活動を積極的に公表・共有。 ・ 林業労働力の確保に向け、「緑の雇用」事業等を通じ、女性を含む新規就業者を確保。その際、現場の課題に対応した研修カリキュラムの充実、OJT指導者として活躍できる現場管理責任者の育成、多能工化を推進。 ・ 社会保険等への加入促進、能力評価・昇進や昇給モデルの提示、多能工化等を通じた現場技能者の通年雇用化、労働災害防止対策を推進。 ・ これら取組等を通じ、林業従事者の技術力の向上、他産業従事者等と遜色のない所得確保など雇用環境の改善等を図り、必要となる林業労働力を確保。 ○ 林業災害による損失の補填 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金支払の迅速化等によるサービスの向上、保険制度の普及。 ○ 原木の安定供給体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原木の安定供給体制を構築するため、我が国林業が、施業及び林地の集約化等により総体として、また、個々の林業事業体も原木の供給能力を増大していく必要。 ・ 地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制へと転換するとともに、川上と川中・川下とのマッチングの円滑化を図る必要。 ・ 施業集約化等の取組に加え、森林組合による森林の保有・経営の円滑化を図る。また、共有林での施業促進など、いわば林地の集約化により作業ロットを拡大。あわせて、全木集材の普及、再造林対策の強化等を通じ、原木供給能力を増大できるような環境整備。個々の林業事業体に対しても、生産性・経営力の向上、林業事業体の組織化等を促進。 ・ 望ましい安定供給体制への転換：林業事業体個々による小規模・分散的な原木供給から、原木を取りまとめて供給する体制へ転換。 ・ 需給マッチングの円滑化等を図るため、木材製品の需要動向や原木の供給見込み等の需給情報を交換する場の活用、間伐等の事業量の公表を推進し、需給情報を共有。多様な出荷先の確保、国有林等による立木や素材の協定取引、金融上の措置を活用した原木市場等による立木購入等を進める。

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材産業の競争力強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅等の既存分野における木材製品の品質・性能を高めるとともに、非住宅建築物等に利用できる部材の開発等にも対応できる体制を整備する必要。 ・ 規模ごとの強みを生かした木材加工・流通体制の整備を推進し、加工・流通コストを低減。きめ細かな選別による歩留まり向上、加工・流通施設の整備を推進。 ・ 住宅供給者やプレカット工場等の実需者や消費者の求める品質・性能の製品を供給するため、ラミナ・集成材、乾燥材等の生産体制を強化。取組の遅れている無垢材については、乾燥施設の効率化、大径材の製材・乾燥技術の確立、J A S材の普及等を推進。横架材等の開発・普及、国産材を利用したコンクリート型枠用合板、フロア台板用合板の生産体制を強化。 ・ 地域材の高付加価値化を図るため、顔の見える木材での家づくり、家具への木材利用、意匠性などを付加するマーケティング等木材産業者の自主的な取組を促進。 ○ 新たな木材需要の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ C L T等新たな木質部材の開発・普及、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大など、木材利用をめぐる潮流を適確に捉え、新たな木材需要を創出。 ・ 公共建築物の木造化・内装等の木質化、C L T建築物に係る一般的な設計方法の確立や生産体制の整備、耐火部材等の開発・普及を推進。 ・ 一般流通材を活用した建築事例の普及、木造建築に携わる人材育成等を進めるとともに、民間事業者の主体的取組を促して民間非住宅分野での木材利用を促進。 ・ コンクリート型枠用合板の利用推進、地盤改良用基礎杭等の研究・開発等により、土木分野への利用を促進。 ・ パルプ・チップ用材の適正利用を図るため、原木の安定供給体制の構築、林地残材を発生させない全木集材や効率的な収集・運搬システムの開発・普及、早生樹の実証的な植栽等を推進。 ・ 木質バイオマスの利用にあたっては、カスケード利用を基本としつつ、発電施設における未利用間伐材等の利用、熱電併給・熱利用を図る。なお、安定的な燃料調達が可能となるよう、施設設置者が計画段階から、原木供給者と密接な連携を図るよう促す。 ・ 木材等の輸出については、付加価値の高い木材製品の輸出を促進。

項 目	内 容
4 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者等の理解の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「木づかい運動」の推進、NPOや企業のネットワーク化、木材利用による健康・環境貢献度についての科学的根拠の収集・整理、木材製品の品質等の正確な情報の発信、木の良さやその利用意義を学ぶ「木育」の実践的な活動の推進。 ・ 適正な伐採により生産された木材・木材製品に合法性証明・伐採地等を表示することにより、消費者による合法木材・木材製品の選択を促進。 ○ 林産物の輸入に関する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組みの中で、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易を確保。 ○ 災害に強い地域づくりに向け、海岸防災林の復旧・再生を推進。植栽する苗木の供給体制を確立するとともに、地域住民やNPO等の協力を得つつ、植栽や保育を進める。 ○ 森林・林業の再生を進めるため、森林における放射性物質の分布状況の調査、避難指示解除準備区域等での実証、森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、木材製品等に係る調査・分析、木材加工の過程で発生する樹皮等の適切な処理等を引き続き実施。関係府省や関係都県と連携した特用林産物の検査・出荷管理の徹底、栽培管理ガイドラインの普及、きのこ原木のマッチング支援等を引き続き実施。
5 国有林野の管理及び経営に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織・事業の全てを一般会計に移行したことを踏まえ、多様で健全な森林の整備により公益的機能を持続的に発揮することはもとより、森林施業の低コスト化の推進、木材の安定供給体制の構築など、森林・林業施策全体の推進のための役割を積極的に発揮。
6 団体の再編整備に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林組合が、地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことができるよう「森林組合系統運動方針」の実効性を確保。森林組合の生産性や経営力向上に向けた取組の促進、合併や経営基盤の強化、内部牽制の確保や法令遵守意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けて指導。

項 目	内 容
<p>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 すべての関係者による主体的な取組</p> <p>2 施策の進捗管理と評価の適切な活用</p> <p>3 財政措置の効率的かつ重点的な運用</p>	<p>○ 施策の推進に当たっては、国はもとより、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要。</p> <p>○ 施策の実施に当たっては、政策評価等を通じ、計画・実行した後の評価を実施し、改善を講じていくことにより、進行管理と必要な見直しを行う。必要に応じて施策内容を見直し、毎年の予算編成に反映させるなど、国民のニーズに沿うように対応。</p> <p>○ 厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、施策の選択と集中を行うとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。</p>